

The Suez war of 1956 and U.S.-Egyptian Relations

| | |
|-------|---|
| メタデータ | 言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属: |
| URL | http://hdl.handle.net/2297/18143 |

スエズ戦争（一九五六年）と米国・エジプト関係

鹿島正裕

序

第二次中東戦争とも呼ばれるスエズ戦争は、一九五六年に、エジプトと英仏・イスラエル間で戦われた。偶然同時にハンガリー動乱も勃発し、これらの事件はその後の国際関係に大きな影響を与えた。この戦争について、その後たくさんの本や論文が書かれたが、一九八〇年代以降、当時の公文書が公開されるにつれて、各国の研究者がそれらの分析に取り組み、近年多くの研究成果を発表している。⁽¹⁾ わが国でも、佐々木雄太教授が、イギリス外交史研究の立場から詳細な論文を発表された。⁽²⁾ 本稿は、やや屋上屋を重ねるようであるが、米国とエジプトの関係という観点からこの事件を論じたい。米国はこの戦争に参加しなかったけれども、ある意味で戦争の原因をつくり、にもかかわらず戦争の勃発をくい止めようとし、開戦後は急速に停戦させ、さらに侵略国軍隊を撤退させるために影響力を行使することで、この戦争に深くかかわったのである。この点で、スエズ戦争を英仏植民地主義勢力に対するアジア・アフリカ解放勢力の勝利としてとらえる、わが国で従来一般的だったと思われる単純な見方を修正するのに、いささか貢献しうれば幸いである。⁽³⁾

そもそも、一九五六年七月、エジプトがスエズ運河会社の国有化を突然実行し、戦争の主因を作ったのは、米

英・世界銀行が、エジプトのアスワン・ハイダム建設事業への資金援助を撤回したことに報復するためだった。運河会社は、多数のフランス人投資家と英国政府が株主であったのに加えて、西欧、とくに英国はベルシヤ湾岸油田地帯やアジア・オセアニアとの貿易のためにスエズ運河に大きく依存していたから、それがエジプトの支配下に置かれることを死活問題と考えた。エジプトが信頼できる同盟国ならばともかく、五二年のクー・テタで王政を廃した軍事政権は、一八八二年以来スエズ運河ゆえにこの国に駐留してきた英軍部隊をついに撤退させたのみならず、ソ連から武器を買い付け、イスラエルの紅海への出口エイラート港を軍事的に封鎖し、その反西欧・反植民地主義の姿勢を鮮明にしていた。さらに、英国を中心にしたバグダード条約機構に対する非難と、フランス領アルジェリアにおける反乱の支持とにより、英仏両国はエジプトのナーセル (Gamal 'Abd al-Nāsir) 政権を不倶戴天の敵ともみなすに至っていたから、この機会にエジプトを攻撃して同政権を打倒することを決意した。

しかし、米国はそれに反対した。自国が、中東の石油やスエズ運河にそれほど依存していなかったこともあるが、一企業の国有化は合法的行為であって開戦事由にあたらなしい、英仏があえて戦争に訴えればそれはアラブ諸国のみならずアジア・アフリカ諸国一般から帝国主義的侵略と非難され、社会主義陣営に絶好の宣伝材料を与えることになる——正しく——判断したからである。いづれにせよ、英仏は直ちに開戦しうる用意がなかったから、スエズ運河利用国の国際会議を開いて対策を論じる一方で、ひそかに作戦準備を行う。英国のイーデン (Anthony Eden) 政権は、米国が強硬に反対し続け、国内でも世論が戦争反対に傾くなか、開戦の口実に窮するあまり、フランス提案のイスラエルとの共謀作戦にとびつくという誤りを犯す。すなわち、まずイスラエルがエジプトを攻撃し、英仏がスエズ運河を守るために介入するといふものである。イスラエルも、エジプトがソ連製武器で強化されてイスラエルを攻撃する前に、エジプトを叩く意図をもっていたので、この提案を受け入れた。イーデンは、この謀議を極秘とするよう関係者に求めたが、今日では彼が国民や世界をだまそうとし、あくまで

嘘をつき通したことが立証されている。

こうして、一〇月二十九日にイスラエル軍のシナイ半島侵入で戦争が始まり、翌々日英仏軍が参戦したが、米国はあくまでこの戦争に反対し、国連で英仏の拒否権をくつがえすために初の緊急総会招集に賛同し、そこで即時停戦と侵入部隊の撤退を求めた決議を通させた。エジプトは、軍事的には惨敗したものの、船を沈めてスエズ運河を閉鎖し、シリアがイラク原油を地中海岸に運ぶ送油管施設を破壊したこともあって、西欧諸国経済を窮地に追い込んだ。とりわけ英国は、スターリング圏の維持を至上の課題としていたから、米国とIMFに資金供給を求めたが、米国（とその支配するIMF）は停戦を融資の前提条件とした。そのため、英国は一月六日に停戦を余儀なくされ、フランスもそれに従う。さらに、米国は三國軍が占領地より撤退するまで融資や石油供給、イスラエルに対しては援助を拒否して圧力をかけ続け、ついに撤退させるのである。それは、エジプトに政治的大勝利を与え、ナーセルがアラブのみならずアジア・アフリカの反植民地主義運動における英雄となるのを助ける結果となったし、また国連の権威確立に貢献した。

以上がスエズ戦争のあらましであるが、米国はなぜハイダム建設援助を撤回したのか、そしてなぜ、またどのように英仏・イスラエルと対立してエジプトを助けたのか、といった点を中心に、より詳しく見ていこう。

第一節 危機の背景

一 エジプトの軍事政権と米国

米国は、第二次大戦後、地中海に第六艦隊を置き、リビア、モロッコ、サウジアラビア、トルコに基地利用権をえて、中東地域における「プレゼンス」を確保していた。そしてアラブ諸国で中心的地位を占めるエジプトに、

一九五一年より経済援助を開始する。翌年、エジプトで反英暴動が起き、混乱の中で七月にクー・デタによって軍事政権ができると、それは米国に支援を求めた。米国側も、腐敗した王政にとつてかわつた新政権を、エジプトに政治的安定と近代化をもたらさしうる勢力とみなして歓迎した。そしてエジプトと英国間の紛争解決の仲介を試みる一方、エジプトを中心とした中東の反ソ防衛体制作りを企図する。しかし、後者の手段としての軍事援助は、英国とイスラエルの反対で行えなかつた。五三年にトルーマンからアイゼンハワーに政権交替すると、國務長官に就任したダレス (John Foster Dulles) は、五月にエジプトを含む中東・南アジア訪問旅行をした。その際の彼の見聞を踏まえて用意され、七月に国家安全保障会議で採択された「近東における米国の目的と政策」(NSC—155—1) は、最優先課題として、英国の同地域における諸問題の解決、及びアラブ・イスラエル間紛争の解決に貢献することを掲げている。¹⁾

エジプトの新政権は、英国とのスエズ運河地帯駐留部隊撤退交渉を再開し、スーダンの共同統治問題をこれと切り離す譲歩に応じたが(スーダンは、やがて住民投票によって独立をえる)、英国は中東最大の軍事基地を手放したがらず、交渉は難航する。しかし、英国は基本的に、八万人近い大部隊を運河基地に駐留させる財政的負担に耐え難くなつていたから、有事の基地使用権と、米国の責任分担(中東防衛における)がえられるなら、撤退受け入れが可能であつた。エジプトの側では、シナイ半島駐留部隊を運河地帯に集めて英国に圧力をかける一方、米国から軍事援助といつその経済援助がえられるなら、英国の有事の基地使用権及び基地管理要員(文民)の残留を認める用意があつた。交渉にあつたイーデン(当時外相)とナーセル(副首相、一九五四年四月より首相)は、それぞれ国内強硬派の反対を説得して(英国では、チャーチル首相自身も強硬派であつた)、五四年一月によつやく撤退協定をまとめる。すなわち、英軍は一八カ月以内に撤退するが、六一年まで英国人が基地を管理し、域内有事(トルコを含むがイスラエルは含まない)の際は英軍がそれを利用しうる、といふものであつた。²⁾

エジプトは、それによって米国から初年度四千万ドルの経済援助協定をえたが、軍事援助は、米国軍事使節団受け入れの条件を拒否したためにまともなかつた。³⁾

当時のエジプトの国内事情を、簡潔に述べておこう。ナーセルらの「自由将校団」がクー・デタ後に組織した「革命指導評議会」は、政党を解散させ、憲法を廃止し、反対派を追放して独裁体制をしいていた。彼ら無名の青年将校達（ほぼ三十歳代）は、国民に人気のあつたナギーブ (Muhammed Nagib) 將軍を看板として首相、ついで大統領（兼首相）に起用していたが、やがて政党勢力やイスラーム急進派（「ムスリム同胞団」等）が民主化を求めてナギーブをかつぎ、ナーセル派との対立が生じた。一九五四年一月に後者がムスリム同胞団を解散させ、ナギーブが翌月抗議の辞任をすると、両派はそれぞれ大衆動員を行つて対決する。一度はナーセル派が譲歩して民主化を公約し、ナギーブは大統領に復帰するが、四月には前者が巻き返しに成功して公約を撤回、ナーセルが首相となつてナギーブの実権を奪う。米国は、ナギーブ支持勢力が左右の急進派を含んでいたので、ナーセル派を支持した（CIA要員を通じて助言する等）。英国との協定が結ばれた一〇月に、ムスリム同胞団員がナーセル暗殺を企ると、政府は同団を徹底的に弾圧し（二万人近くを投獄）、翌月ナギーブも連坐させ、解任・逮捕した。こうしてナーセル政権が確立されたが、農地改革や労働者保護政策で国民大衆の支持をえていたとはいへ、この段階ではまだナーセル個人はそれほど人気がなく、国際的知名度も低かった。しかし、少年時代から反英闘争に参加していた彼の、熱烈なアラブ民族主義の主張は、まもなくエジプト、さらには他のアラブ諸国の民衆の心をとらえるのである。⁴⁾

米国は、前述のようにエジプトを中心とした中東の反ソ防衛体制作りを目指していたが、ナーセル政権はソ連より英国・イスラエルこそが脅威とし、米国はエジプトの取り込みを断念する。かわつて、いわゆる「北層」(Northern tier) 諸国、すなわちソ連に近接したトルコ、イラク、イラン、パキスタン等による中東防衛機構を

企図し、NATOに加入したトルコをして他国に働きかけさせた。それにより、エジプトとアラブ世界における指導権を争うイラクが、まずトルコとの間にバグダード条約を結ぶ(一九五五年二月)。英国も、エジプトにかえてイラクを中東における勢力基盤とすべくこれに参加、イラン、パキスタンも一月までに加わって、バグダード条約機構の実現を見る。⁽⁵⁾エジプトは、これをアラブに分裂をもたらすものとして批判し、シリア、サウジアラビアと「アラブ防衛・経済指導部」を形成して対抗した(三月)。こうした反バグダード条約の姿勢により、ナーセルはインドのネルー、ユーゴスラビアのチトーらの支持を受け、中立主義に接近する。また、四月のバンドン会議に出席した際には、アラブ諸国の指導者として扱われ、自信をえた。⁽⁶⁾

米国は、エジプトらの反発を見てバグダード条約参加をちゅうちよし、当面外から支えることにする。⁽⁷⁾米英はその一方で、イスラエルとアラブ諸国、その中核としてのエジプトとの講和条約構想(「アルファ計画」と呼んだ)を追求した。駐エジプト米国大使に、ナーセルと同年齢(三七歳)かつやはり軍人出身のバイロード(Henry Byroade)を配し、一九五五年四月にナーセルと交渉させて、イスラエルが領土上の譲歩をするなら講和に応じるとの約束を取りつけたが、イスラエルは一切譲歩に応じない。⁽⁸⁾もともと、イスラエルは五三年秋よりパレスチナ・アラブ人による襲撃に対して懲罰的報復攻撃を行う政策をとって、ヨルダン川西岸地帯やガザ地区に繰り返し攻撃をしかけていた。これは、米国アイゼンハワー政権が前政権よりアラブ寄りの姿勢を見せ、たとえば五三年九月にイスラエルがヨルダン川の水をヨルダンの合意なしにかんがい事業に用いようとした時、経済援助を停止してイスラエルに圧力をかけるなどしたために、孤立感から強硬な態度に出たものようだ。英国・エジプト間協定もイスラエルに不安感を与え、さらに五五年二月、米英がイスラーム諸国を支援するバグダード条約が結ばれると、イスラエルはガザ地区に大規模な攻撃をかけ、三八人を倒した(イスラエル側は九人)。エジプトは無力さを暴露し、ナーセル政権は窮地に追い込まれた。そのため、ナーセルは、ガザのパレスチナ人による部隊を編成

するとともに、バンドン会議出席の機会に中国の周恩来を通じてソ連から武器をえようとした。英米仏三国は、一九五〇年の共同宣言において、イスラエル・アラブ間の戦争再発防止に協力すると公約して以来、双方への武器供給を抑制していたからである（現実には、イスラエルに有利な形で武器の供給がなされていた）。ソ連もまた、それまでアジア・アフリカの民族主義政権に対しては、反共的であるとして好意的態度をとらず、中東ではアラブ諸国よりイスラエルを支持していた。しかし、五三年のスターリン没後、徐々に後継者としての地位を固めたフルシチョフは、民族主義政権の反植民地主義的姿勢を積極的に支持するようになった。エジプトからの武器供給要請は、ソ連にとっても、バグダード条約機構への対抗上好都合だったから、これに肯定的返事を与えた。⁽⁹⁾

ナーセルは、六月に、バイロード大使に対して、ソ連から武器供給の申し出を受けていると通告したが、米國製武器の方を好むとして、米國の態度変更への期待を伝えた。米國首脳はこれをはったりではないかと疑い、翌月のジュネーブ巨頭会談の際フルシチョフが武器供給の意図を否定したので一安心したが、一応エジプトに商業ベースによる武器売却を申し出る。しかしそれは、エジプトがそれだけの外貨（一一〇〇万〜二七〇〇万ドルと言われる）を支払えないのを知ったことであつた。一方ソ連は、綿花とのバーター取引を申し出ていたから、エジプトは結局（チエコスロバキアを通じて）ソ連製武器（二億ドル担当）の購入を断行する。それを九月に公表するや、ナーセル政権はエジプト国民のみならずアラブ各国から、帝国主義諸國による武器禁輸政策を打破したとしてかっさいを博した。⁽¹⁰⁾それで勇気づき、前月にイスラエル軍が再びガザ地区に攻撃をかけたのに対抗して、イスラエルの紅海への出口であるチラン海峡を、軍事的に封鎖する措置をとつた。一九四八年のイスラエル建国以来、スエズ運河を——運河の国際性・公開性を保証した一八八八年のイスタンブル条約に反して——イスラエル船に対して閉ざしていたのに加えて、新たに圧力をかけたのである。さらに、エジプト軍とシリア軍の指揮系統統合を発表して（二〇月）イスラエルに圧力をかけたので、後者は、エジプト軍が十分強化される前に打撃を

与えるべく、開戦準備を始める。実はイスラエルは、フランスから公表された以上の武器を調達していた。フランスは、対独レジスタンスの経験からイスラエルに同情的であり、またバグダード条約機構やアルファ計画から疎外されていたので、米英との協調を必ずしも優先しなかったのである。⁽¹²⁾

二 ハイダム建設援助の申し入れと撤回

米英は——英国は四月よりイーデン政権となっていたが——、ソ連が「北層」の反ソ同盟をとびこえてエジプトと提携したことに衝撃を受けた。そこで、エジプトがそれ以上ソ連に接近するのを阻止すべく、ナーセル政権が国家的事業として計画していたアスワン・ハイダム建設に、世界銀行とともに資金援助することを決めた。世銀はつとに事業計画案作成に関与していたのだが、イーデンがソ連もこの計画への援助を申し出ていると知ってアイゼンハワーを説得し、米英両国で一二月にエジプトに申し入れたのである。米国もかねて同計画援助を検討していたが、エジプトに対ソ武器取引きの再考を促し、さらには対イスラエル講和に導くためのもので、この援助に同意することにした。計画では、十五年間に十三億ドル相当の資金を、うち四億ドルは外貨で必要とし、最初の五年間に米英が七千万ドルを供与し（英国分一四〇〇万ドルは、実は第二次大戦中の英国の対エジプト負債の一部返済でしかないが）、順調にいけば次の十年間に世銀が二億ドルを融資し、米英もさらに一・三億ドルの供与を考慮することになっていた。ただし、エジプトはそれ以上（武器購入などで）借款を導入すべきでないし、世銀が経済を監視するという条件付きである。しかし、エジプトはかつて（一九世紀後半に）スエズ運河建設その他で外国借款に頼ったために英仏等西欧諸国に財政を管理され、やがて英国軍によって占領されたのであったから、ナーセル政権は世銀による監視やその判断に第二段階の融資がかかっていることに反発した。また、世銀融資の原則として、西側企業による競争入札を義務付ける点も、着工を急ぐエジプト側の希望にそわなかった（英

国は、むしろ自国企業へのひも付きを望んだが、米国は原則に固執した。そのため、交渉は意外に長引くことになる。⁽¹³⁾

その間にも、エジプトは、カイロからの「アラブの声」放送を通じて、反バグダード条約機構・反イラク・反英宣伝をアラブ各国民衆に対して続けていた。ヨルダンには、イラク同様ハーシム(Husaini)家の王をいただき英国の支援で建国されていたにもかかわらず、国民の過半がパレスチナ・アラブ人のためもあって、英国の圧力に屈せずバグダード条約機構参加を拒否した（一九五五年二月）。他方、イラクやパキスタンは、エジプトの方がハイダム建設のごとき寛大な援助を受けるのは不当だと米英に不平を言う。米国は、五六年一―三月に、大統領特使アンダーソン (Robert Anderson) を極秘裏にエジプトとイスラエルに派遣し、シヤトル外交による講和交渉を試みさせた。しかし、エジプトが頑なに領土要求と難民の帰還の権利を主張し、イスラエルも同様の頑なさでそれらを拒否したので、今回も何ら成果があらなかった。失敗の責任はエジプト・イスラエル両国にあらうが、⁽¹⁴⁾ ナーセルがイスラエルの要求する直接交渉を拒否した（過激派によって暗殺されかねないとして）ことから、米国首脳はエジプトの方が和平の障害となっていると感じた。また英国は、ヨルダンとの同盟条約によりヨルダン軍に参謀総長以下多数の将校を派遣していたが、五六年三月、その英人参謀総長が突然解任された。これは、青年王フセインとの感情的対立を主因とするようだが、英国にとってはやはりエジプトの差し金であると考えた。イーデンは、この失点を取り戻すべく、米国にバグダード条約機構参加を強く求めたが、アイゼンハワー政権は軍事的支援を強化するにとどめる。この三月時点で、米英首脳は、エジプトを味方に付けることを事実上断念し、米国はサウジアラビア、英国はイラク、ヨルダンとの関係強化に専念することにしたのである（バイロードは、七月に左遷される）。⁽¹⁵⁾

米国の世論においても、ハイダム建設援助に対する反対の声が強まっていた。ダムによる耕地増で、綿花の生

産・輸出が増加するのを心配する綿花生産地域の議員や、イスラエルの敵であるエジプトを強化することに反対するユダヤ系団体、反西欧・親ソ連のナーセル政権を援助することに反対する反共勢力が、対外援助予算法案を批判した。それでも、アイゼンハワー政権が強く主張すれば、予算案を成立させえたかもしれない。しかし、エジプトが五月に中国の共産党政権を承認したので、それも怪しくなった（上院予算委員会は、アスワン・ダム建設援助を禁じる付帯決議をする姿勢を示した）。ナーセルは、フルシチョフが当時英国を訪問した際、国連で中東での戦争再発を防止するため武器禁輸が提案されれば賛成すると発言したので、その場合は中国に武器を求めるつもりだったと見られる。彼は、米英のハイダム建設援助熱がすでに冷めているのを察知しており、中国承認によって失うものは何もないと考えたのだろう。そして八月の訪ソを前に、七月に駐米大使をダレスに合わせ、米英・世銀の融資条件を受け入れると伝えさせたが、案の定ダレスは援助申し入れの撤回を通告したのである（英国、世銀もそれに続く¹⁶）。

この時のダレスの断わり方が、ナーセルを怒らせ、スエズ運河会社の国有化を断行させたのだと言われる。すなわち、単に議会が予算を認めないからというのではなく、ハイダム建設事業の出費にエジプト経済が耐えられないだろうと言った（世銀はエジプトの経済力を認めていたにもかかわらず）ことが、エジプトに対する侮辱と受け取られたのだという¹⁷。しかし、ハイダム建設が政権の経済政策の目玉であり、ソ連の援助が当時は不確かであった以上、ナーセルはいずれにせよ運河会社の国有化を考えていたのではなからうか¹⁸。そのスエズ運河会社は、周知のようにフランス人ド・レセップス（Ferdinand de Lesseps）がエジプト総督（当時、エジプトはオスマン・トルコの属領であった）から特許権をえて一八五八年に設立し、フランス人投資家多数と総督の出資で六九年に運河を開通させたものである。エジプトは違約賠償金支払いを含めて建設費総額の七割以上を負担し、労働力の大部分も提供しながら、収益の五割しか与えられなかった。しかもまもなく、外国借款の返済に窮して七五年に

持株を英国政府に譲渡し、さらに特許権料受領権も売却したため、運河会社の経営にも利益にも与れなくなっていたのである。そのうえ、運河が大英帝国の生命線と見なされたことから、エジプトは八二年に英軍に占領され、一九二二年に一応独立をはたしてからも、五六年六月まで英軍が駐留し続けていた。しかし、六八年に特許権の有効期限が切れることから、五六年前半にエジプト政府と運河会社の間で対策の交渉がもたれ、六月に合意していた。それは、エジプトは特許権の延長には応じないが、六八年までは現状維持を認める。ただし、運河会社は、収益の一部をエジプトに投資し、より多くのエジプト人を雇用する、というものである。運河会社経営をエジプトが支障なく引き継げるよう、運営委員会にエジプト人を加えるべきだという主張は退けられ、エジプトは運河会社の年間収入一億ドル中三百万ドルしか与えられなかった。これは、サウジアラビアの米国資本石油会社A R A M C O が、一九五〇年に収益の半分をサウジ政府に支払うことに合意した（米国政府の圧力にもよる）のに比べると、きわめて頑迷かつ愚かな政策であったと言えよう。¹⁹⁾

さて、ダレスの返答を聞いたナーセルは、ただちに部下の一人に運河会社接收計画立案を命じるとともに、キプロスとマルタに英軍情報収集要員を派遣した。そして両島の英軍部隊が即戦態勢にないことを確かめ、七月二六日、アレクサンドリアでの国王亡命四周年記念演説（彼は六月に大統領に就任していた）を前に閣議を開いて接收を決め、演説の最中にそれを宣言・実行したのである。こうして、およそ八十年にわたってエジプトにおける外国人の支配と特権の象徴であったスエズ運河会社はエジプト政府の所有に帰し、聴衆及び国民一般はそれを熱狂的に歓迎したが、政権指導部は、当然英仏の報復を深刻に懸念していた。ナーセル自身、武力攻撃を受ける可能性を八月一〇日まで九〇%、九月まで六〇%、一〇月前半四〇%、その後二〇%と見て、国際世論の動員により英仏の武力行使を遅らせ、さらには封じ込めることに期待していたと言われる。²⁰⁾

第二節 危機勃発から開戦決定まで

一 英仏米の反応

実際、英仏両政府は、ただちに对エジプト經濟制裁を実施するとともに、武力行使を決意した。英国政府は、前述のようにナーセル政権との関係強化を断念していたのみならず、イラクやヨルダンとの友好関係もエジプトによって脅かされていると見ていたし、英連邦經濟の生命線と見なすスエズ運河を敵対的政権の支配に委ねることは死活問題であると考えた。フランスも、多くの運河会社株主が怒ったのみならず、一九五六年一月に成立していた「共和国戦線」政府——社会党のモレ (Guy Mollet) を首班とする——は、前政権よりさらにイスラエルの労働党政権に好意的である一方、ナーセル政権が仏領アルジェリアの独立運動を支持していることに怒りを抱いていた。したがって、両国とも、運河会社を守るためというより、この機会にナーセル政権を転覆させ、親西欧的政権を擁立する——英軍が一八八二年に行ったように——ために軍事介入しよう⁽¹⁾と決めたのである。しかし、そのようなことは一九世紀の英国とエジプトの関係においては可能であったとしても、二十世紀中葉の英仏とエジプト及び他のアジア・アフリカ諸国——少なくともアラブ諸国——との関係においては、もはや不可能であった。以下に見るように、英仏が米国に依存せずに戦争を行うことは困難であったし、アジア・アフリカ諸国における民族的覚醒が、帝国主義的政策を拒否するに至っていたからである。

米国は、自らもかつて英国の植民地支配から独立戦争によって自由を獲得した国であったし、その後新大陸においては自らの支配領域を拡げていったが、旧大陸の帝国主義諸国の勢力争いには関与しないという孤立主義の伝統をもっていた。第二次大戦後はもはや孤立主義に戻りえず、ソ連という新種の帝国主義的國家の膨張を許さ

ないことを国是としたけれども、アイゼンハワー政権は朝鮮戦争を終わらせた平和の使者という看板を掲げて、一九五六年一月の大統領再選・議会選挙に臨もうとしていた。したがって、エジプトのナーセル政権に対する失望は英仏と共有したけれども、だからといって軍事力で打倒するというのは植民地主義的暴挙であると考えた。英仏首脳は、ナチス・ドイツと闘った経験から、ナーセルをヒトラーの類の野心的独裁者と見なし、エジプトのスエズ運河支配をナチス・ドイツのラインラント進駐と比較し、ここでナーセルを叩かなければミュンヘンでの宥和政策の誤りを繰り返すことになる、とした。しかし米英首脳は、ナーセルをそれほど危険人物とは見ず、運河会社という一企業の国有化は補償を支払うならば合法であり（英仏両国でも同様のことが行われている）、エジプトが各国船の運河通航を妨げでもない限り、武力行使は正当化されないと判断したのである。もっとも、米国でも統合参謀本部は英仏との共同作戦、もしくは英仏の軍事行動支援を提言したけれども、大統領はそれを拒否し、経済制裁（英仏のそれに比べれば寛大な）を実施するにとどめた。第二次大戦の英雄であり、自らの戦略思考に自信をもつアイゼンハワーであったればこそ、軍事専門家達の判断を無視することができた。実際、政治家として判断するならば、米国が英仏の軍事行動を支持すればアラブ諸国のみならず多くのアジア・アフリカ諸国を反米的かつ親ソ的にし、国連の存続をも脅すことが明らかだったし、またスエズ運河に対する国際的干渉を支持することは、米国のパナマ運河支配を問題とさせると懸念されたのである。¹⁰²

アイゼンハワー大統領の統治様式の特徴は、大統領の職務を将軍の職務同様に扱い、指揮命令系統を明確にして政策実施の細部は部下に任せただことである。たとえば現在のクリントン大統領のように、何でも自分で決定しようとするのではなく、外交はダレス、財政はハンフリー（George Humphrey）というように専門家に委ねた。そして第一期においては病気がちだったこともあり、アイゼンハワー時代の米外交はダレス外交であるとの印象をもたれたが、当時の文書が公開され研究された現在では、アイゼンハワーはダレスの法律家・実務家としての

能力を高く評価しながらも、第二次大戦時のヨーロッパ戦線において各国軍人・政治家と共同作業を行った経験から自らの外交政策能力に自信をもち、自ら主要な決定を下しており、ダレスはいわば顧問弁護士の顧客たる大統領の要求実現に努力したのであることが明らかになっている。スエズ戦争に際しても、ダレスは危機勃発時は英仏の立場に同情的であったが、アイゼンハワーの考えを受け入れてからは忠実に英仏の軍事行動阻止の努力を続けた。しかし、アイゼンハワーが「あらゆる平和的手段を尽くしたあとでなければ、武力行使は正当化できない」と言うところを、ダレスは「平和的に解決できなければ、最後の手段として軍事行動に出ることもやむをえない」というニュアンスで述べて、ダレスの役割を過大評価していた英仏首脳に、米国は結局は軍事的解決を支持するだろうという幻想を抱かせたのである。¹³⁾

アイゼンハワー政権のもう一つの特徴は、彼が職業的政治家ではなく、国民的英雄としての人気で大統領に選ばれたのであり、したがって圧力団体の影響を受けにくかったことである。この事件の場合、ユダヤ系市民団体の圧力がとくに問題だった。周知のように、米国ではユダヤ系市民が、人口比は少ないが（一九五〇年代に約三・五％）言論機関では影響力が強く、市民団体（「アメリカ・イスラエル公共問題委員会」*America-Israel Public Affairs Committee, AIPAC*等）による政治キャンペーンではしばしば政治家の選挙の成否を左右している。米国が一九四八年にイスラエル建国を承認したのは、トルーマン大統領が同年末の再選挙でユダヤ系市民の票を期待したことが重要な要因であったが、アイゼンハワーにはユダヤ系市民の票を求める必要が乏しかった。彼らの多くが伝統的に民主党支持で、共和党のアイゼンハワーはもとともとあてにできなかったこともある。トルーマンと違って、彼の友人や協力者にはユダヤ系が見られず、また石油業界と近かったために、イスラエルよりアラブ産油国との関係を重視する傾向もあった。ダレスも長老派教会の幹部として熱心なクリスチャンであり、ユダヤ教徒にそれほど好意を抱いていなかった。アイゼンハワー政権がイスラエルに対して厳しい政策をとったのは、アイゼ

ンハワーやダレスが「反セミ主義者」だったからだとする研究者もいる。⁽⁴⁾しかしアラブ人も「セム系」民族であり、アイゼンハワーやダレスがユダヤ教徒よりイスラーム教徒を好んだはずもない。イスラエルだけでなく、同じキリスト教国の英仏に対しても厳しい態度をとったのであるから、アイゼンハワー政権の対スエズ戦争政策を「反セミ主義」によっては説明しえないことは明らかである。むしろ、アラブとイスラエルとに比較的公平な態度をとろうとしたと言うべきだろう。それでもアルファ計画でイスラエルに妥協するような圧力をかけなかったことやエジプトに武器援助もさしたる経済援助もできなかった点に、アイゼンハワー政権の限界が見られる。⁽⁵⁾しかもその後の米国は、ケネディ、ジョンソンの民主党政権下にいつそうイスラエル支持に傾くようになり、ニクソン、フォードの共和党政権下でも、ユダヤ系のキッシンジャーを外交政策担当者としたこともあり、その傾向は変らなかつた。一九六七年・七三年と戦争が繰り返され、中東和平がなかなか実現しなかつたのは、そのためである。

こうして、英仏が作戦準備のでき次第開戦しようとしたのに対して、米国は交渉による解決を主張し、ロンドンで三度にわたる運河利用国会議を開かせたり、国連安保理での英仏・エジプト三国交渉に期待を寄せるのであるが、この経緯は米・エジプト関係というより米・英・エジプト三国交渉に期待を寄せるのである。論文にも詳述されている。しかし、米国とエジプトがそれぞれ英仏にどう対応したかが、間接的に両国関係を構成したとも言えるので、それらを中心に略述しておこう。

二 ロンドン会議

エジプトによる運河会社国有化後、英仏は、米国に対して三国外相会議を開いて対策を協議しようと呼びかけたが、アイゼンハワーは國務次官補を派遣した。帰国した同人から英仏首脳の開戦の決意を聞いた大統領は、今

度はダレスを派遣して自重を求め、ともかく運河利用国会議を開かせる。それは八月一六―二三日にロンドンで開かれ、一八八八年のイスタンブル条約署名国としての八国に加えて運河の利用度ないし運河への依存度の高い国として十六国の計二十四カ国が招待されたが、エジプトとギリシャは参加を拒否した（エジプトは、自国に何の相談もなく開かれるもので不当としたのだが、オブザーバーを派遣。ギリシャは、キプロスを巡って英国と対立していた）。その席でダレスは熱弁をふるい、運河会社にかわる国際的な運河委員会の結成を主張した。エジプトはその一員として運河の管理運営に参加し、必要経費を除いた収益を受け取るという案である。二十二国中十八国が賛成し（反対はソ連、インド、インドネシア、セイロン）、代表団をエジプトに派遣して交渉させることにした。アイゼンハワーは、ダレスが自ら代表団を率えることを期待したが、交渉失敗を見越したダレスは断り、結局オーストラリア首相メンジーズ（Robert Menzies）を団長とする五カ国代表がエジプトを訪れることになった。彼らは九月二日から九日までカイロに滞在、ナーセルらと交渉したが、エジプト側は運河の所有権・管理権を譲らず、予想通り物別れに終わる。その後エジプトは、イスタンブル条約を再検討する国際会議の招集を提案したが、英仏は時間稼ぎの試みと見て黙殺した。¹⁶⁾

その間に、英仏は九月一五日を共同作戦開始日と定め、準備を進めていたが、軍事行動にはNATO用に米国が供給している装備の使用——対象域外で、条約違反となる——が不可欠であり、米国はそれを内密に認めた（このことも、英仏が米国は軍事行動を最終的には支持すると判断した理由である）。しかし、英国内世論も、野党労働党を中心に武力行使反対に傾いてきたので、イーデン政権は国連安保理に提議し、ソ連の拒否権で解決がえられないことを実力行使の正当化に利用しようと考えた。そして時間の浪費としぶるフランスを説得し、米国に申し入れたが、ダレスはまさに軍事行動の口実を与えないために反対した。彼はそのために、「スエズ運河利用者協会」(Suez Canal Users' Association, SCUA) 案をひねり出す。それは、全運河利用者がこの協会に通航料を支

払い（英仏以外の船は、今やエジプト運河に支払っていた）、協会は運河の管理費用を除いてエジプトに引き渡すというもので、エジプトにとっては十八カ国案よりいっそう受け入れ難い、それこそ時間稼ぎの試みでしかなかった。しかし、この提案がなされたのは、フランスがキプロスに向けて「緊急時に備える」部隊を出航させた際に、アイゼンハワーがイーデンに親書を送り、軍事行動反対を伝えた（九月三日）あとだったから、イーデンはこの案に米国を巻き込む道を見出したと思つた。すなわち、エジプトがこの協会に協力しなければ、米国もはや安保理提議、そして結局は実力行使を認めざるをえまいと考えたのである。⁷¹

英仏の作戦開始予定日は、安保理提議の遅延に伴い一〇月六日に延期されたが、それに加えて既定のアレキサンドリア上陸は、エジプト側の防戦準備が整つたことから双方に多大な犠牲者を出す見通しがますます強まり、攻撃地点を運河の地中海側口ポート・サイドとする作戦変更がなされた。また、フランスは、英国が世論の反対で軍事行動を断念する事態に備えて、イスラエルとの共同作戦を想定し、八月七日に秘密交渉を行つていた。イスラエル側は、前述のように単独でもエジプトを攻撃するつもりでいたから、肯定的反応を示し、とりあえずいっそうの武器供給をえた。右の作戦変更は、イスラエルとの協力のためには好都合であったが、運河地帯占領がナーセル政権打倒に結びつく可能性は低くなった。ナーセル政権の側では、たとえ首都を英仏軍に明け渡すことになつても抗戦を続けたであらうし、英仏がかいらい政権を設けても、一八八二年の時のように国民を従わせることはできなかつたであらう（英国がどのようなかいらい政権作りを構想していたのかは、それに関する文書がなお未公開で不明である）。エジプト側は、英仏軍の上陸地点をアレクサンドリアと想定し、イスラエルの参加は全く予想せず——英仏がイスラエルと協力すれば、アラブ世界で全く支持を失うことが明らかだったから——シナイ半島駐留部隊の多くを運河西岸に呼び戻し、ソ連製武器の使用訓練をさせていた。⁷²

さて、イーデンがSCUA構想を閣議で承認させ、九月一二日に議会で提案すると、英国の意図を察したエジ

プトは、米国に同案の実行は戦争を意味すると警告した。そのためダレスは記者会見して、エジプトがSCUAを認めなければ、米国船はスエズ運河をボイコットするが、力づくで通航することはないと述べた。これは英国から見れば裏切り行為であったが、議会はともかく同案を採択した。そこでSCUA結成を論ずべきロンドン会議が招集されるが、それに先立ち、エジプトの運河運営能力の欠如が暴露されることが期待された。すなわち、運河会社の外国籍職員は国有化後もそれまで自重して運河運営に協力していたのだが、在バリの会社本部と英仏政府の合意により九月一日に一斉辞職することになった。(若干のギリシャ人水先案内人を除き)九十人の水先案内人を失えば、船の円滑な運河通航が不可能になり、外国の干渉の口実となりえると思われたのである。しかし、エジプト側はこの事態に備えて、三十六人のエジプト人に加え二十二人の外国人を水先案内人として雇い入れていた。英国は当日わざと多くの船を運河に集中させたが、これらの案内人の必死の努力で通航が確保された。その一五日にナーセルは演説して、SCUA拒否を明言し、これを武力でエジプトに押しつけようとする者には武力で応じると述べた。一九二二日に開かれた第二次ロンドン会議は、第一次会議の決議に賛同した十八国の参加により、最後の手段としてのSCUA案を審議した。ダレスは、運河通航料のSCUAへの支払いも各国の選択とするなど、エジプトとの対決色を薄めるよう努めた。会議は、一〇月一日に再会合してSCUA結成を宣言することになったが、英仏首脳は、これによって開戦の口実をえることに悲観的となり、米国の反対を無視して安保理への提議を急ぐことにした。⁽⁹⁾

三 安保理での交渉とイスラエルの関与

こうして、英仏にとって作戦開始の見通しがなくなつた中で、九月中旬以降、イスラエルとヨルダンの境界地域で武力衝突が頻発し、緊張が高まつた。ヨルダンは、スエズ危機のさなかに英国に助けを求めらるわけにい

かず、イラクに援軍を求めて交渉を始める一方、はじめて政党間競争を許した議会選挙を行って、強力な政府を作ろうとした。他方イスラエルは、フランスがいっそう真剣に対エジプト共同作戦を提案してきたので、外相メア（Golda Meir）、国防省長官ペレス（Shimon Peres）、国防相は首相ベン・グリオンDavid Ben-Gurionが兼務）、参謀総長タヤン（Moshe Dayan）らをバりに派遣し、九月三〇日から一〇月一日にかけて外相ピノー（Christian Pineau）、国防相ブルジュエ＝モヌリー（Maurice Bourgès-Maunoury）らと極秘会議を行った。この時に、フランスはまずイスラエルがエジプトを攻撃し、その後フランスとできれば英国も参戦する案を提示している。イスラエル側は、同時に攻撃するのだから断わったが、このあとイスラエル軍はフランス軍の協力をえつつ、対エジプト作戦の準備を始めるのである。¹⁰

その頃、国連安保理がようやくスエズ危機を議題としようとしていた。しかし、ロンドン会議から帰国して英仏の提議を知ったダレスは、怒りのあまり、一〇月二日の記者会見で、SCUAがエジプト制裁のための方便であることを否定するとともに、米国は植民地問題では英仏と必ずしも行動を共にしないと述べた。イーデンは、国内の植民地主義者と闘って英国の脱植民地政策を推進していると自負していたから、この発言報道に激怒する。五日に、英仏外相がダレスを訪問して話合ったが、溝はうまらなかつた。¹¹この間、エジプトは、英仏による経済制裁で打撃を受けながらも米国の制裁が緩やかだったことや、一定の運河通航料収入があり、サウジアラビア、ソ連、中国、インドらの支援がえられたことでそれに耐えていた。¹²しかし、米ソ・インドらの助言もあり、安保理提議を巡る妥協のために交渉を申し出る。そこで、国連事務総長ハマースキールド（Dag Hammarskjöld）のもとで、英仏・エジプトの三国外相が会合することになった（九月一二日）。エジプト側は、自国のスエズ運河庁がSCUAと協力しうる可能性があるとし、英仏側と問題解決のための「六原則」に合意したが、その一つは運河を「いかなる一国の政治からも切り離す」としており、エジプトの柔軟姿勢を明白にした。しかし、もう一つの

原則は「エジプトの主権を尊重する」としており、具体的課題にどう対処しうるか疑問であった。そこでフランスは、ロンドン会議の決定にそつた解決を安保理に求めることにし、英国を同調させた。二三日、安保理事は、英仏決議案中第一部の六原則は採択したが、SCUA公認とエジプトの協力を求める第二部は、ソ連の拒否権行使で否決した。ハマースホルドは、なお平和的解決が可能と信じ、エジプトに対案を用意させて二九日にジュネーブで英仏との交渉を再開するとの段取りをつける。ナーセルは、戦争の危機は去つたと考え、この会議に自ら出席して妥協を実現するつもりであったが、フランスの方では、もはや平和的解決の努力はつくしたと考えていた。⁽¹³⁾

その間も、イスラエルとヨルダン間の紛争は続いており、一〇月一〇―十一日のイスラエルによる大規模な攻撃は、ヨルダンのイラク軍・英軍介入要請と英国による対イスラエル警告を引き出した。しかし英国も、イスラエルを攻撃すればキプロスの英軍への反撃が予想され、対エジプト作戦は断念せざるをえなくなるので、イデーテンは苦慮していた。そこへ、フランス首相の特使が派遣されてきて、一四日に会談したイーデンは、イスラエルによるエジプト攻撃を利用する案を伝えられた。彼は、イスラエルとの共同作戦は全アラブを敵に回すことになるので問題外と言ってきたのであるが、国内外世論の反対で開戦の契機を失いつつあったこと、逆にイスラエルとの戦争の危機に直面しそうであったこと、そしておそらく病いと過労から判断力が低下していたことから、この案にとびついた。そして、イラクに対して、イスラエルを挑発するヨルタンへの派兵を延期させる一方、ニューヨークから外相ロイド (Selwyn Lloyd) を呼び寄せて、一六日に主要閣僚会議を開き、同案受け入れを決めた。そしてただちに二人でパリへ飛び、モレ、ピノーと会談し、両国案の骨子に合意する。しかし、翌日同案を伝えられたイスラエルのベン・グリオン首相は、当初これをイスラエルにエジプトを攻撃させておいてイラクにヨルタンを占領させるための英国の陰謀とみなして拒否したが、「選択肢検討のための」英仏・イスラエル首脳会議出席に同意する。そして二二日、ダヤン、ペレスらとパリ郊外セーブルでモレ、ピノー、ブルジエ、モヌリー、ロ

イドラと極秘裏に会談した。その場では、イスラエルと英国の主張が対立し、合意に至らなかつたが、ロイド・ヘンリーはフランスから軍事的支援の約束をえてベン・グリオンを説得、妥協案提出に同意させる。英国も、キプロス、マルタの部隊を即戦体制に維持しうる時間の限界と、現作戦を実施困難にする悪天候の季節の接近から、妥協に応じた。こうして、二四日にロイドの代理を加えた三国会議が再びセーブルで開かれ、二九日にイスラエルが攻撃し英仏が翌々日参戦する、イスラエルはヨルダンを攻撃せず、ヨルダンがイスラエルを攻撃しても英国は支援しない、そしてこの合意は極秘とすることに合意を見たのである。¹⁴⁾

第三節 開戦から撤兵まで

イスラエルが、二五日より沈黙裏に総動員を開始したので、米国は異変に気づいた。それ以前から、当時極秘で使用し始めていたU2型偵察機によって、フランスが公表した数よりはるかに多くの戦闘機をイスラエルに供給したことを知っていたので、イスラエルの意図を疑っていた。二一日のヨルダン総選挙で、親ナーセル派の野党が勝利し、新政権はエジプト・シリアとも軍事同盟を結ぶと宣言していたから、米国首脳はイスラエルの標的をヨルダンとみなし、二七日にベン・グリオン宛大統領親書を送って警告を發した。しかし、二八日には、CIAは標的をエジプトと結論し、フランスがそれに関与しているとみなしたが、英国も共謀していることは察知しなかつた。米国首脳は、英仏との対策協議を考へるが、なにぶん大統領・議会選挙の一週間前であり、またハンガリーのブダペストで二三日夜から反政府暴動が起きて駐留ソ連軍との衝突に発展し、共産党政権に政変が生じていたことも彼らの関心事であつたから、対応が遅れた。そして二九日にイスラエルがシナイ半島に侵入すると、米国とハマーショルドはただちに英仏と協議して国連安保理を招集しようとしたが、両国大使らは本国政府の訓

令をあおぐとして応じなかった。米國首腦は、その二週間ほど前から英國大使館が何の情報もよこさなくなつてゐたことから、英國もイスラエルと共謀したかと疑い、三〇日に大統領からイーデンへの親書を送つてその意を問う。その日、英仏首腦はロンドンで会合し、エジプト・イスラエルへの（イスラエルとの密約に従つた）通告案——運河地帯から撤退し、英仏軍部隊を受け入れることを、十二時間以内に返答せよとする——に合意して、ただちに兩國大使館にそれを伝えた。それを知つた米國首腦は、英國の共謀を確信して激怒し、ただちに大統領名でイーデンとモレに對し、米國の不支持を通告する。ハンガリー動亂が、ソ連や共產主義の矛盾を暴露し、西側に絶好の機会を与えたその時に、英仏の帝國主義的暴挙がそれを台無しにすることも、米國の怒りの一因であつた。その頃、國連安保理がようやく会合し、英仏の「最後通牒」の十二時間の期限切れが迫るなか、イスラエル軍の即時撤退と、全加盟國にイスラエルへの一切の援助停止と当該地域における武力行使ないしその威嚇をしなことを求める米國決議案を、英仏の拒否權行使で否決した。これに對して、ユーゴスラビアが、朝鮮戰爭時に定められた「平和のための結集」方式による総会の緊急會議を要求し、米國の支持でそれが實現される。¹

その頃戰場では、不意を突かれたエジプト軍が、シナイ半島をイスラエル軍に明け渡しつゝあつた。ナーセルは、イスラエル軍の強化や總動員を察知しており、英仏との共謀説も知らされていたが、「英仏はそれほど愚かではありえない」として信ぜず、イスラエルの標的をヨルダンだと考えていた。イスラエルを挑発しないようパレスチナ・ゲリラの活動も封じていたから、イスラエルの攻撃の意図を理解しえなかつた。結局、英仏とエジプト間の危機が解決されそうだから、それによつてエジプト軍がシナイ部隊を再び強化する前に占領地拡大を狙つたものと見て、援軍を送り始めた。英仏の通告が届くと、ナーセルはなお兩國の意図を疑いつつも断固拒否し、他方、米國大使を通じてアイゼンハワーに支援を求めた。三十一日夜に英仏軍機による軍事基地の爆撃が始まると、彼の側近の中には、敗れるとわかっている戰爭から國民を救うために、ナーセルに辞任すべきだと言つる者もいた。

しかし、ナーセルはたとえカイロが占領されても地方でゲリラ戦を続けるとして、抗戦姿勢を固めた。そして、数少ない戦闘機乗員を温存するために敵機との空中戦をやめさせ、またシナイ増援部隊がイスラエル軍と英仏軍のはざまみちにされるのを避けるべく、スエズ西岸への撤退を命じた。こうして、エジプト空軍機はほとんど地上で撃破されたが、英仏軍の上陸作戦は五日後まで行われなかった（両国艦隊主力はマルタ島を二九日以降に出航し、ポート・サイド沖到着まで時間がかかったため）ので、エジプト軍の主力はシナイ撤退に成功する（それでももともと駐留していた部隊を中心に、約三千人の死者と六千人近い捕虜を出した）。他方、ナーセルは運河に多数の船を沈めて閉鎖し、国内の英仏・ユダヤ人資本を没収して報復した。シリア、ヨルダンが参戦を申し出たが、両国も英仏・イスラエルの攻撃を受けるからと断わる。しかし、シリア軍内急進派がイラクの原油を地中海岸に送る送油管施設を破壊したので、運河封鎖と二重の打撃により、西欧、とくに英国の経済は苦境に陥る。この間、予定の訪問でモスクワを訪れたシリア大統領がソ連にエジプト救援を求めたが、ハンガリー対策で手一杯のソ連首脳は断わっている。³²⁾

米英は、今やナーセル政権を嫌っていたにもかかわらず、エジプトを支援するために最大限の政治力を行使する。一月一日の夜から未明にかけて開かれた国連初の緊急総会において、即時停戦と撤兵を求める米英決議案が、六十四対五の圧倒的多数で可決された（反対は共謀三国にオーストラリア、ニュージーランド。他に棄権六）。この席で、ハンガリー首相ナジ（Nagy Imre）が新たなソ連軍の侵入に抗議してハンガリーがワルシャワ条約機構脱退を決めたことを知らせ、国連による支援を求めてきたことが紹介されている。しかし加盟国の大半は引き続きスエズ戦争に関心を注ぎ、カナダ首相ピアソン（Lester Pearson）³³⁾が停戦監視のために国連緊急軍を結成するよう提案するや、ダレスはこれを歓迎し、早速協議を始める。英仏は、エジプトとイスラエルが国連軍を受け入れ、それが運河問題とアラブ・イスラエル間紛争が解決されるまで駐留すること、国連軍到着までは英仏軍の

駐留を認めることを停戦の条件とした。四日の緊急総会は、国連緊急軍 (United Nations Emergency Force, UNEF) 結成案と十二時間以内の停戦、地域内への軍隊派遣・武器供給禁止を求める決議案を採択した（この場で、ソ連軍のハンガリー攻撃開始が報告される）。エジプトがそれらを受け入れ、戦闘もほぼ終熄していた五日になって、英仏軍はポート・サイド（及び運河対岸のポート・フアド）への上陸作戦を実施する。エジプトはなお、英仏軍の上陸地点をアクレサンドリアと見ていたから備えが不十分で、両市は千余名の落下傘部隊に続いて上陸した二万余の英仏兵によって占領された（上陸前の海空からの銃・爆撃もあって、エジプト側は相当な死傷者を出す⁴⁾）。

この頃になって、ハンガリー征圧の見通しをつけたソ連は、ようやくスエズ戦争に目を向け、五日にブルガーニン (Nikolai Bulganin) 首相名で英仏・イスラエルに対して軍事介入の警告を発し、米国に対しては共同介入を呼びかけた。アイゼンハワーの返書は、これをハンガリーから国際世論の目をそらさせる試みと非難し、四日の国連総会決議（派兵・武器供給禁止）の順守を要求した。米国は英仏に対しては NATO による支援義務を確認したが、フランスとイスラエルはこのソ連の威嚇にかなり影響されたふしがある。しかし、英国にとつては、米国の非協力的態度こそが決定的であった。スエズ運河の閉鎖や送油管破壊で苦境にあった英国経済は、ポンド平価維持、ひいてはスターリング圏防衛のために、緊急に米国ないし IMF からの融資を必要とした。しかし、米財務長官ハンフリーは停戦をその条件とし、IMF もまた、当時は多額の預金引き出しには米国の承認を必要としたので、同じことであった。ハマースホルドからは、エジプトとイスラエルが国連総会決議を受け入れたが、英仏はまだかとの申し入れがあり、ついに六日の閣議はその夜一二時に停戦することを決めた。フランスも、ただちに閣議を開いて同意する。英仏軍は、現地時間で七日午前二時の停戦までに、できるだけ占領地を拡大しようとしたが、ポート・サイドから運河沿いに三十六キロメートルほど南下しえたのみであった⁵⁾。

イーデンは、停戦に応じれば米国がすぐに援助に応じるものと期待していたが、そうはいかなかった。七日の国連緊急総会は、英仏・イスラエル軍の即時撤退を求めた決議を六十五対一（イスラエル。英仏は棄権）で採択し、米国は三国が従わなければ経済制裁を科されるだろうと警告した。同日、国連緊急軍の最終案——五大国部隊を加えず、直接事務総長の指揮下に置くとする——が六十四対〇（棄権十二）で採択され、ハマーションの努力で早くも一日には北欧諸国など八カ国部隊からなるUNEF（六千名）の編成にこぎつける（カナダは、エジプトの反対で除外された）。米国の資金・輸送面での協力により、その第一陣が二日にポート・サイドに到着し、英国は自ら運河の沈没船除去作業を継続すると主張していたが、エジプトの拒否もあって、一二月三日に速かな撤兵を公約し、フランスもそれに続く⁽⁶⁾。ただちに米国とIMFは大々的な対英融資を行い、八月末に極秘裏に設置されて米国籍石油会社の生産販売を統制していた「中東臨時委員会」(Middle East Emergency Committee)も、西欧向け石油輸出を解禁した⁽⁷⁾。しかし、イスラエルのみは、チラン海峡をやくするシナイ半島南端部とガザ地区は、安全保障上エジプトに引き渡せないとして完全撤退を拒否していた。これも、両地域への国連軍進駐の約束と米国による経済制裁の圧力（公的援助停止に加えて、市民による送金も禁止するとの方針発表——議會や世論が、イスラエルに同情的であったにもかかわらず）が奏効し、翌年三月に撤兵を完了する⁽⁸⁾。同時にエジプトはスエズ運河を再開し、その管理運営については、エジプトが国連事務総長宛書簡で一連の規則を通知した（四月）のを、英仏も受け入れざるをえなかった（イスラエルは引き続き利用を拒否される）。運河会社の補償交渉は一九五八年五月にまとまり、米国の経済制裁は解除される。ハイダム建設事業は、同年一〇月にソ連が支援を約束し、エジプトは結局運河もダムも手に入れることができた⁽⁹⁾。米国は、停戦直後に、エジプトとの関係修復の好機と見て経済・軍事援助の提供を申し出たが、ナーセル政権による英・仏国籍者及びユダヤ系市民の追放やソ連からの武器購入継続のため、結局反エジプト政策に戻る。さらに、英国にかわって中東地域でソ連の進出に

對抗する責任を担う決意をするのである。⁽¹⁰⁾

結 論

このように、スエズ戦争に至る時期の米国は、冷戦の中で中東に反ソ同盟体制の形成を目指し、エジプトの軍事政権との関係強化を図った。そのなかで、英国のエジプト駐留軍の撤退を促す一方、バグダード条約機構の成立に貢献する。エジプトの求める軍事援助は、英国やイスラエルに対する配慮から拒否したが、イスラエルは孤立感から強硬になり、アラブ諸国との講和どころか、エジプトやヨルダンへの越境攻撃を激化させた。エジプトは、米英仏の武器禁輸政策を打破するためにソ連に武器を求める。そこで米英は、ソ連の進出に對抗すべく、アスワン・ハイダム建設事業への援助を申し出た。しかし、ナーセル政権がソ連や中国に接近し続け、イスラエルとの講和交渉に応じないのと、国内外世論の反対ゆえに援助の約束を撤回する。それがエジプトによるスエズ運河会社国有化を誘発するのだが、軍事援助拒否の場合同様、米国首脳にはナーセル政権の反応に対する見通しの甘さ、つまりアラブ民族主義への認識不足があった。スエズ運河にさしたる利害をもたず、ナーセルを英仏首脳が言うほど危険な人物と見なかった米国首脳は、英仏の武力解決案に反対し、交渉による解決を主張し続ける。

にもかかわらず、英仏は大国としての地位を維持すべく、米国が最終的には同盟国を支持すると期待して、イスラエルを共謀に加えて開戦の口実としたのである。しかし、アイゼンハワー政権は、これら三国を支持すればアラブ諸国のみならずアジア・アフリカ諸国を反米のかつ親ソにするだろうし、国連も深刻な危機に直面するだろうと考えて、むしろエジプト支持の行動をとる。こうして国連を舞台に、米ソ・アラブ諸国が一緒になって英仏・イスラエルを非難するという、空前絶後の状況が出現した。米国は、国益にそって行動したのではあるが、

アイゼンハワー政権の原則的姿勢は評価されるべきだろう。それにより、軍事的には惨敗したエジプトが、政治的には大勝利をおさめ、ナーセルが反植民地主義運動の英雄となる一方で、英仏は大国の地位を失うに至る。すなわち、スエズ運河会社の利権のみならず、エジプトにおける他の資産や基地の有事使用権を失い、他のアラブ諸国においても親西欧勢力の後退、同盟条約の破棄を招いた。かわって、米国が中東における西側利益の擁護者となることを、五七年の「アイゼンハワー・ドクトリン」において宣言する。そして、ソ連がエジプトに対して武器の供給のみならず、ハイダム建設にも援助して関係を深めると、米国はそれに対抗してイスラエル、サウジアラビア、ヨルダン等への援助を拡大するのである。

エジプトは、軍市政権初期には、英国に対立しながら米国からの経済・軍事援助に期待し、イスラエルとの講和にも前向きな姿勢を見せた。しかし、ナーセル政権確立後アラブ民族主義の主張を強め、バグダード条約機構を巡ってイラクと対立し、またイスラエルに攻撃されても米国から軍事援助がえられないことからソ連に接近した。それによって武器を獲得したのみならず、米英をソ連と張り合わせ、ハイダム建設への援助を引き出せそうになったが、結局失敗して、運河会社国有化という危険な賭けに出た。ナーセルは国際世論の支持に期待し、英仏は結局軍事介入しえないと予測したのだが、英仏・イスラエルは国際世論の反対にもかかわらず武力行使に踏み切る。窮地に陥ったナーセル政権を意外にも米国が救い、ナーセルの賭けは大成功をおさめた。エジプトは国際的地位を非常に高めるとともに、ソ連からますます多くの援助を引き出すことができた。しかし、その後のエジプトにとっては、この成功こそが失敗のもとになったと思われる。すなわち、アラブの盟主としてイスラエルと対決したために一九六七年の第三次中東戦争で惨敗したが、それは自らの政治力を過信して、米国の支持をえる努力を怠ったからだ。また、ソ連をまねた社会主義計画経済による工業化の試みも、戦費の重圧もあつたとはいえ、投資に見合う成果をあげえなかった。今日多くの発展途上国が（エジプトを含め）、外資導入を発展の

鍵として追求していることを考えれば、ナーセル政権の企業国有化政策は誤りだったと言っべきではないか。しかし、これらの問題はすでに本稿の課題をこえている。

注

序

- (1) スエズ戦争史の決定版と言える(六五六頁の大巻) K. Kyle, *Suez* (N. Y., 1991) 論文集 R. Louis & R. Owen, eds, *Suez 1956: The Crisis and Its Consequences* (Oxford, 1989) イスラエルを中心に各国の研究者や事件当事者の報告をまとめた S. I. Troen & M. Shemesh, eds, *The Suez-Sinai Crisis, 1956: Retrospective and Reappraisal* (London, 1990) ニューヨークの大学で学んだが、米国のイスラエルの動きは詳しう D. Neff, *Warriors at Suez: Eisenhower Takes America into the Middle East in 1956* (Brattleboro, Vt., 1988) 経緯面を中心とした D. B. Kunz, *The Economic Diplomacy of the Suez Crisis* (Chapel Hill & London, 1991) 米国のエジプトの関係を中心にした G. Aronson, *From Sideshow to Center Stage: U. S. Policy Toward Egypt, 1946—1956* (Boulder, Colo., 1986), S. Z. Freiburger, *Dawn over Suez: The Rise of American Power in the Middle East* (Chicago, 1992), M. A. W. Sayed Ahmed, *Nasser and American Foreign Policy, 1952-1956* (London, 1989), P. L. Hahn, *The United States, Great Britain, and Egypt, 1945-1956: Strategy and Diplomacy in the Early Cold War* (Chapel Hill & London, 1991), W. J. Burns, *Economic Aid and American Policy toward Egypt, 1955-1981* (Albany, N. Y., 1985) エジプト側の証言として M. Heikal, *Cutting the Lion's Tail: Suez through Egyptian Eyes* (London, 1986) 文書集として S. Policy in the Middle East, Sept. 1956 to June 1957: Documents (N. Y., 1968), *Foreign Relations of the United States, 1955-1957, Vol. XVI* (Washington, DC) 等。その他の文献は、必要に応じて注記する。

- (2) 佐々木雄太「イギリスとスエズ戦争」「スエズ戦争と英米関係」「侵略の代償——スエズ戦争終結と英米スベシヤル・リレーションシップ」、いずれも『名古屋大学法政論集』、順に二四六号(一九九三年)、一五四号及び一五五号(一九九四年)。

- (3) 筆者は、本誌第二八巻掲載の拙稿「近代化と従属的發展——エジプト、一八四一〜八二年」以来、エジプトの近代化過程とそれへの外国、とりわけ英国の影響を研究し、ついで一九八八〜八九年のフランス留学前後に、第一次大戦までの英国のエジプト支

配とフランスのチュニジア支配の比較研究に取り組んだが、その後八九〜九一年におけるソ連・東欧の革命的变化や湾岸危機により、しばらく現代政治分析に引き戻された。しかし、スエズ戦争に関わる原稿依頼があった（と）と歴史学研究会編『講座 世界史』第九巻「III-2、スエズ危機とハンカリー動乱」、東京大学出版会より近刊）、九四年に文部省在外研究員として米国（とエジプト）に滞在しえたことを契機に、スエズ戦争から第三次・第四次の中東戦争を経て、一九七九年のエジプト・イスラエル講和条約締結に至る米国・エジプト関係史の分析に取り組むことになった。本稿はその第一篇であるとご理解いただきたい。なお、この作業終了後は、エジプトとチュニジアの比較史的研究に復帰したいと思っている。

第一節

- (1) 1) S. L. Spiegel, 'The Other Arab-Israeli Conflict: Making America's Middle East Policy, from Truman to Reagan' (Chicago, 1985), pp. 62-63. 佐々木「イギリス軍……」二八一三〇頁。
- (2) S. L. Spiegel, 'The Other Arab-Israeli Conflict: Making America's Middle East Policy, from Truman to Reagan' (Chicago, 1985), pp. 62-63. 佐々木「イギリス軍……」二八一三〇頁。
- (3) S. L. Spiegel, 'The Other Arab-Israeli Conflict: Making America's Middle East Policy, from Truman to Reagan' (Chicago, 1985), pp. 62-63. 佐々木「イギリス軍……」二八一三〇頁。
- (4) S. L. Spiegel, 'The Other Arab-Israeli Conflict: Making America's Middle East Policy, from Truman to Reagan' (Chicago, 1985), pp. 62-63. 佐々木「イギリス軍……」二八一三〇頁。
- (5) S. L. Spiegel, 'The Other Arab-Israeli Conflict: Making America's Middle East Policy, from Truman to Reagan' (Chicago, 1985), pp. 62-63. 佐々木「イギリス軍……」二八一三〇頁。
- (6) S. L. Spiegel, 'The Other Arab-Israeli Conflict: Making America's Middle East Policy, from Truman to Reagan' (Chicago, 1985), pp. 62-63. 佐々木「イギリス軍……」二八一三〇頁。
- (7) S. L. Spiegel, 'The Other Arab-Israeli Conflict: Making America's Middle East Policy, from Truman to Reagan' (Chicago, 1985), pp. 62-63. 佐々木「イギリス軍……」二八一三〇頁。
- (8) S. L. Spiegel, 'The Other Arab-Israeli Conflict: Making America's Middle East Policy, from Truman to Reagan' (Chicago, 1985), pp. 62-63. 佐々木「イギリス軍……」二八一三〇頁。
- (9) S. L. Spiegel, 'The Other Arab-Israeli Conflict: Making America's Middle East Policy, from Truman to Reagan' (Chicago, 1985), pp. 62-63. 佐々木「イギリス軍……」二八一三〇頁。
- (10) S. L. Spiegel, 'The Other Arab-Israeli Conflict: Making America's Middle East Policy, from Truman to Reagan' (Chicago, 1985), pp. 62-63. 佐々木「イギリス軍……」二八一三〇頁。

九四八年から五六六年四月までに一八二万ドル分——の武器を購入してはいる。Kunz, op. cit., p. 217, note 29.

(11) チラン海峡もエジプト(とサウジアラビア)の領海としてイスラエル建国以来その利用拒否を宣言していたが、それまで実力行使を控えていた。

(12) Kyle, op. cit., pp. 78-80 & 112-113, Neft, op. cit., pp. 103-114 & 160-163.

(13) 下記の Burns, op. cit., pp. 36-58, Kunz, op. cit., pp. 48-57, Aronson, op. cit., pp. 154-162を参照。

(14) そもそも、イスラエル建国がアラブ人の権利を侵害した不当なものだったとすれば、主たる責任はイスラエルにあるわけで、エジプトはそう考えた。一九四七年の国連によるパレスチナ分割決議は、筆者も不公平なものだったと考え、米国はアルファ計画においてもっとイスラエルに圧力をかけるべきだったと思う。しかし、一九五六年以来六七、七三、八二年と度重なる戦争の犠牲を払って、九三年以降イスラエルとPLOやヨルダン等との間で実現されつつある講和の条件は、四七年の国連決議よりアラブ側に不利なものであることは明らかで、それを考えると、アラブ人がイスラエルの存在すら認めない態度を取り続けたのは賢明でなかったと言わねばならぬ。

(15) 下記の Kyle, op. cit., pp. 88-100, Burns, op. cit., pp. 63-68 & 76-80, Aronson, op. cit., pp. 163-170, Hahn, op. cit., pp. 192-201を参照。

(16) 下記の Burns, op. cit., pp. 68-75 & 80-99, Aronson, op. cit., pp. 171-179, Kunz, op. cit., pp. 65-72, Meyer, op. cit., pp. 135-143を参照。

(17) Sayed-Ahmed, op. cit., p. 120, Heikal, op. cit., pp. 114-116.

(18) Kyle, op. cit., pp. 127-128. 著者の一九五四年には、ナサーが部々に運河会社国有化に関する研究を命じた、という説がある。D. F. Calhoun, Hungary and Suez, 1956: An Exploration of Who Makes History (Lanham, Md. & N. Y., 1991), p. 95.

(19) 下記の Kyle, op. cit., pp. 119-123, Kunz, op. cit., pp. 18-19 & 73-75を参照。

(20) 下記の Kyle, op. cit., pp. 133-138, Heikal, op. cit., pp. 119-122を参照。

第二節

(一) K. Kyle, "Britain and the Crisis, 1955-1956" and M. Vaisse, "France and the Suez Crisis" in Louis & Owen, op. cit., Kunz, op. cit., pp. 91-94.

(二) 下記の R. R. Bowie, "Eisenhower, Dulles, and the Suez Crisis" in Louis & Owen, op. cit., pp. 196-202, Kunz, op. cit., pp.

- 78-83, Sayed-Ahmed, op. cit., pp. 124-126を参照。
- (3) この段' W. R. Louis, "Dulles, Suez, and the British" in R. H. Immerman, ed., *John Foster Dulles and the Diplomacy of Cold War* (Princeton, N. J., 1990), Bowie, op. cit., pp. 202-214, Spiegel, op. cit., pp. 58-60 & 72, Hahn, op. cit., pp. 214-219を参照。
- (4) Kunz, op. cit., p. 165.
- (5) Burns, op. cit., pp. 19-22, Spiegel, op. cit., pp. 51-54, Meyers, op. cit., pp. 80-83参照。
- (6) この段' Kyle, Suez, ch. 10' 佐々木「イギリスと……」四五―五五頁を参照。
- (7) この段' Kyle, Suez, ch. 12, Kunz, op. cit., pp. 95-98を参照。
- (8) この段' Kyle, Suez, pp. 233-242 & 256-260, A. Hewedy, "Nasser and the Crisis of 1956" in Louis & Owen, op. cit.を参照。
- (9) この段' Kyle, Suez, pp. 242-255, Sayed-Ahmed, op. cit., pp. 132-135' 佐々木「スエズ戦争と……」三七七―三八二頁を参照。
- (10) この段' Kyle, Suez, ch. 14, Neff, op. cit., pp. 309-312 & 323-326, S. Peres, "The Road to Sèvres: Franco-Israeli Strategic Cooperation" in Troen & Shemesh, op. cit., pp. 140-147を参照。
- (11) Kyle, Suez, pp. 272-277.
- (12) Kunz, op. cit., pp. 90 & 113.
- (13) 安保理での交渉については' Kyle, Suez, pp. 278-290 & 312-313, Heikal, op. cit., ch. 15を参照。
- (14) この段' Kyle, Suez, chs. 16 & 17, M. Bar-On, "David Ben-Gurion and the Sèvres Collusion" in Louis & Owen, op. cit., 佐々木「イギリスと……」六一―六七頁を参照。このセーブルの密約の内容はその後二十年以上も隠されていた。

第三節

- (1) この段' Kyle, Suez, chs. 18-19, Hahn, op. cit., pp. 226-232を参照。
- (2) この段' Kyle, Suez, pp. 380-387, 399-401, & 413-419, Heikal, ch. 16, M. Shemesh, ed., "Abd al-Latif al-Baghdadi's Memoirs", in Troen & Shemesh, op. cit., pp. 337-345を参照。カイルの著書二六七頁に、ナーセルが米国外使に会見したのは一月一日となっているが、誤りである。ヘイカルやバクダーナイは、この事実にふれていない。
- (3) 一月一日の国連緊急総会については' Kyle, Suez, pp. 401-404, Calhoun, op. cit., pp. 459-463.

- (4) 英仏の停戦条件から上陸作戦までは、Kyle, Suez, chs. 23-24. エジプト側の死者は七五〇―一、〇〇〇人と見られる。Ibid., p. 502.
- (5) この段、Ibid., pp. 456-476, Kunz, op. cit., pp. 128-133を参照。
- (6) 英仏軍撤退については、Kyle, Suez, chs. 26-27, Kunz, op. cit., pp. 134-152、佐々木「ヤキリスよ……」111―112頁を参照。
- (7) Kunz, op. cit., pp. 87-88 & 181.
- (8) Ibid, pp. 162-177. Spiegel, op. cit., pp. 78-81, Neff, op. cit., pp. 431-434.
- (9) エジプトの経済的得失については、R. Owen, "The Economic Consequences of the Suez Crisis for Egypt" in Louis & Owen, op. cit., Kyle, Suez, pp. 543-546を参照。
- (10) Kyle, Suez, pp. 526-529. Hahn, op. cit., pp. 237-238.